

B. 研究方法

EC, OECD 等の国際機関が作成した統計資料の分析及び各国政府が社会保障財源について発表している統計資料の分析及び以上から得られた政策的含意の整理
(倫理面への配慮)
なし

C. 研究結果及び D. 考察

(1) 「欧州社会統計」(EC) 及び「歳入統計」(OECD)の分析結果からの考察

①日本は、この 40 年間で社会保険料が GDP に占める割合はフランスやドイツよりも大きく伸びている。しかし、2004 年で見てもまだ、フランスやドイツよりもかなり低い。また、税方式のスウェーデンよりもかなり低い。わが国の社会保険料負担の水準を考える際に、このような事実は十分に踏まえておくことが重要と考えられる。

②欧州諸国は、高齢化の進展等により社会保障の財源については様々な改革の試みを行っているが、保険料財源の比重が減っている国もあれば（ドイツやフランス）、増加している国（スウェーデン）もあり、また、あまり変わっていない国（イギリス）もある。

③社会保険料が既に十分に高い水準にある国（ドイツやフランス）においては、税財源の割合の増加が見られるが、これは、社会保障負担の増加による社会保険料の増加

が受容できない水準まで達している場合に、追加的・補足的に社会保険方式と異なる財源調達手段を導入していると捉えることができる。

④フランスでは社会保険方式を原則とした上で、目的税である CSG の導入やその率の引き上げ等により税財源の割合を高めている。しかし、現在でも社会保障費の約 3 分の 2 は社会保険料が財源である。

また、フランスにおいては、社会保険料負担における事業主負担と被保険者負担の割合についても変化が見られる。2004 年の OECD 統計における歳入全体に占める社会保険料負担の割合は被保険者 9.3%、事業主 25.3% と、日本やドイツに比べてフランスは事業主負担の割合が極めて高いが、ここ 40 年間において被保険者負担の割合は 2.6% の増加に対して事業主負担は 0.4% の増加となっている。社会保険料負担の増加圧力が被保険者負担に向かった形だが、より負担が低いところに負担の増加圧力が向かいやすいことの一例と考えられる。また、これはフランスにおいて企業の競争力に一定の配慮をした結果とも考えられる。

⑤ドイツにおいても税財源への移行が起きている。しかし、ドイツもフランスと同様に保険料水準が相当高いが、フランスほど大きな移行の動きとはなっていない。

⑥スウェーデンは税財源を主要な財源調達方式としている社会保障の先進国であるが、

ドイツやフランスとは異なる動き、即ち社会保険料の財源割合の増加と税財源の割合の横ばいあるいは微減が見られる。しかも、年金改革により従来大きな比重を占めてきた事業主負担だけでなく被保険者の負担が増加する動きもある。

⑦イギリスにおいては、この10年間で税と社会保険料の財源に占める割合に大きな変動はない。この10年間においてイギリスでは、税財源である医療費保障制度のNHSについて、ブレア政権下のNHS改革のため支出額が増加しているのに対して、保険料を財源とする社会保険方式の年金については、所得代替率が下がっていく改革が行われている。NHSが税財源、年金が保険料財源で賄われていることを考えれば、このような改革の動きは税財源の割合を上昇させるものと考えられるが、年金については所得代替率引き下げの効果を上回る受給者数増加等による給付の増加があり、結果的に税財源と保険料財源の割合に大きな変化が生じなかったものと考えられる。

(2) 「賃金への課税」(OECD)の分析結果からの考察

「賃金への課税」は、工業労働者に特定したこと等により諸外国における賃金への課税の状況の比較が一定程度可能になっているが特定の産業に限定されていることや全ての税負担を把握できていないこと等の限界がある。このような限界はあるものの、諸外国の「賃

金への課税」の状況や日本の位置づけについて次のような政策的含意があげられる。

- ① 税額控除の制度のある国において所得税がマイナスになっており、税額控除の存在が統計資料上も如実に表れている（本文表10の単身子供2人についての所得税率を参照）。
- ② スウェーデンは、子供に対する政策的誘因としては、税制上の軽減措置はそれほど大きな役割を果たしていないことが表れている（本文表10の単身子供なしと単身子供2人の所得税率参照）。
- ③ 「所得税+保険料-現金給付」でみた場合、「単身子供なし」と「単身子供2人」を比較すると、子供2人がいることにより、日本を除いて大幅な軽減となっている。日本は税制上の軽減措置や現金給付を総合的に勘案した場合の子供に対する政策的動機付けは諸外国との比較でも弱いことがわかる（本文表12参照）。
- ④ 「所得税+被用者保険料-現金給付」について「単身子供なし」と「夫婦子供なし」を比較すると、日本及び諸外国において、それほど大きな軽減はない（ドイツの6.5%が最高で他は4%以下）。それに対して、子供の有無により③においては日本を除いて大きな軽減があることから、諸外国においては子供への強い政策的動機付けがなされていると言える（本文表11、表12参照）。

⑤ 事業主保険料について、日本はアメリカやイギリスより若干高いものの、フランス、ドイツ、スウェーデンよりはかなり低い（本文表 11、表 12 の比較参照）。	G. 研究発表
	1.論文発表
	なし
	2.学会発表
	なし
E. 結論	H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況
(1) 高齢化等の人口構成の変化や社会経済の変動の中で、社会保障財源の在り方について、これまでの負担状況等を踏まえて、欧州諸国は様々な取組を行っているといえる。これらの取組みは、例えば、社会保険料の水準が既に十分に高かった国では補完的に公費負担の割合を増やす、あるいは社会保険料の事業主負担の水準が既に十分に高かった国では被保険者負担や公費負担の割合を増やす、といったように、総じてバランスの取れた財源構造を目指した取組みと評価できると考えられる。	1.特許取得 なし 2.実用新案登録 なし 3.その他 なし
(2) 個人ベースでの現金給付も含めた税及び保険料負担の状況については、(a)諸外国において、税制上の優遇措置と家族給付といった現金給付のいずれに重点を置くかは国によって異なっていること、(b)諸外国と比較すると日本では、税制上の優遇措置や現金給付において、子供への政策的動機付けが弱いこと等が指摘できる。	

F. 健康危険情報

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

社会保障の財源構造と企業・家計負担の動向—OECD諸国の比較—

本田 達郎

(医療経済研究機構研究主幹)

はじめに

本稿では、OECD諸国における税と保険料の動向について、①マクロでみた社会保障財源における税と保険料の関係及び事業主負担と被保険者本人負担の関係の推移ならびにこれらの背景、②個人における税と保険料負担の状況（税額控除や現金給付としての家族手当の状況を含む）を分析する。

これらの分析を通して、①税と保険料あるいは事業主負担と被保険者本人負担のマクロでみた財源における役割分担の推移と財源対策に関する各國の取組、②各國における個人ベースでの税及び保険料（事業主負担と被保険者負担）ならびに家族給付が収入水準や世帯構造によってどのように異なるかとその政策的背景を明らかにすることにより、我が国における社会保障財源としての社会保険料及び税の関係ならびに現金給付を含めた税・保険料の企業や家計への負担の在り方に関する政策的含意を探ることを目的とする。

1. 欧州諸国における社会保障財源構造

本節では、欧州諸国における社会保障財源の動向を、欧州の社会保障に関する共通統計資料である、欧州委員会(EC)の「欧洲社会統計－社会保障の支出及び収入－」(European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts-) 及び経済協力開発機構(OECD)の「歳入統計」(Revenue Statistics)を用いて、社会保障に特化した財源における税と社会保険料の財源構造、政府の歳入全体における税と社会保険料の財源構造やGDPとの対比といった観点から考察する。

(1) 社会保障に特化した財源における税や社会保険料等の財源構造について

「欧洲社会統計」は、欧州委員会(EC)が作成・刊行している統計資料である。社会保障¹に関する欧州連合(EU)加盟国における支出／収入の状況が把握されている。収入については、社会保険料（事業主負担分／被保険者負担分（被用者、自営業者、退

¹ EC及びOECDにおいては、social protectionが日本における社会保障とほぼ同様の範囲で使われている。例えば、欧州統合社会保護統計制度(ESSPROS)における社会保護の機能としては、疾病／保健医療、障害、老齢、遺族、家族／育児、失業、住宅、他の分類に入らない社会的排除への対策の8項目が上げられている。

職者)）、政府一般拠出(税)、その他の分類と拠出者の分類（企業、政府（中央／地方）とがなされている。

EUにおいて社会保障の具体的施策については加盟国の専権事項となっているが、加盟国間の社会保障制度に関する情報を集積・共有化するため、統計整備が行われるとともに「社会保障に関する相互情報交換制度」(Mutual information system on social protection)」が設けられている²。欧州社会統計はこのような統計整備の一環である。

以下「欧州社会統計－社会保障支出と収入－1996-2004」(European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts – 1996-2004)を概観しながら、EU諸国の中で社会保険方式を基本としているドイツ及びフランス、税を主要な財源としているイギリス及びスウェーデンについて社会保障財源の動向を考察する。

① ドイツ（表1）

社会保障制度の歳入の構成は、1995年には社会保険料：69.09%、政府（税）負担28.40%である³が、2004年には社会保険料 63.85%、政府（税）負担 34.48%となっている。ドイツは年金、医療及び介護については社会保険方式であるが、年金財源へ1998年に付加価値税率1%に相当する追加的な連邦補助が、2000年には環境税収入の一部を財源とした追加的な連邦補助が行われたこと⁴等により税財源への移行が若干進んだ⁵とみられる。一方、医療及び介護の分野では、医療について給付総額から見ると僅かな定額補助がなされているだけである。後述するフランスにおいては医療で租税代替化が進む一方で、年金では現在でも税財源の比重が低くなっていることと対照的な状況となっている。

社会保険料全体の比率の減少傾向の中で、事業主負担及び被保険者負担とともに1995年から2004年にかけて割合は減少している（事業主負担：40.4%(1995) → 36.27%(2004)、被保険者負担：28.69%(1995) → 27.57%(2004)）。

被保険者負担の中で圧倒的に高い割合が被用者負担であり（2002年において被保険者負担の中の約8割を占めている。）、このような傾向は一貫している。ドイツの社会保険制度が創設以降現在まで被用者を中心とした制度であることを歳入面でも明確に示

² EUでは、統計や情報交換のほかに、長期的に加盟国間の制度の際を「収斂」させること等を目的として、年金、社会的統合、高齢者医療・介護の分野においては、加盟国における共通目標の設定等を内容とする「公開調整手法（Open Method of Co-ordination）」という方法がとられている。

³ 第1節で掲げた表においては、原典の European Social Statistics の100万ユーロ単位の数値を見やすさの観点から10億ユーロ単位で四捨五入した数値を掲載している。また、表及び本文中で記載している割合(%)の数値については原典の100万ユーロ単位で計算しているため、表の数値で計算した場合の数値と若干異なっている場合がある。

⁴ 松本勝明 2004『ドイツ社会保障論－年金保険－』信山社 p82

⁵ ドイツ連邦労働社会省によれば、ドイツの公的年金の財源は1991年には税財源の割合は14.9%であったが、1997年には18.6%、2005年には24.4%となっている。

している。

一方実額では、事業主負担は 13.56%、被保険者負担は 21.55%、政府負担は 53.55% 増加しており、税財源の比重が高くなる中でも社会保険料負担は実額では増加しており、被保険者負担の増加が事業主負担の増加に比べて相対的に高くなっている。

表1 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(ドイツ) (billion EURO)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004p
歳入合計	531	558	568	584	606	629	639	655	670	672
類型別										
社会保険料	367	375	382	388	395	415	419	422	428	429
構成割合(%)	69.09	67.13	67.26	66.48	65.30	66.08	65.64	64.50	63.95	63.85
事業主負担	215	214	217	220	225	242	243	243	245	244
現実分	147	152	157	158	162	166	168	170	173	172
帰属分	67	62	60	62	63	76	75	74	73	72
被保険者負担	152	161	165	168	170	173	176	179	183	185
被用者	125	130	135	137	140	142	144	146	149	149
自営業者	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8
年金受給者等	21	24	23	23	23	24	24	26	27	29
政府負担	151	169	171	181	198	200	207	222	230	232
構成割合(%)	28.40	30.24	30.05	31.08	32.68	31.83	32.37	33.86	34.41	34.48
目的税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般歳入	151	169	171	181	198	200	207	222	230	232
その他	13	15	15	14	12	13	13	11	11	11
構成割合(%)	2.51	2.63	2.69	2.44	2.02	2.09	1.99	1.64	1.64	1.67

出典: European Commission, 2007, European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts Data 1996-2004

② フランス（表2）

フランスの社会保障財源の現状は、疾病及び家族については、保険料財源が中心であるものの相当な割合の税財源が投入されている。一方、老齢⁶及び労災・職業病については、圧倒的に保険料財源の比重が高く、税の割合は低くなっている⁷。

このような現状になるまで、フランスの社会保障財源においては、租税代替化が進んできており、1995 年には 74.91% が社会保険料だったが、一般社会拠出金(Contribution Sociale Généralisée (CSG))⁸ の導入及びその率の引き上げ等により、2004 年には

⁶ フランスの老齢（年金）制度においては、擬制保険料(contributions fictives)が 2 割程度の割合を占め、他の制度に比べて圧倒的に高くなっている。擬制保険料は、事業主が直接給付する場合に給付のための財源として事業主が支払う保険料とされており、公務員、フランス国鉄、フランス銀行などの公共部門の特別制度においてみられる。年金のような長期保険においては、制度変更等のため事業主が直接財源を補填しなければ給付できない場合も生じるため、擬制保険料の必要性が高くなっているものと考えられる。

⁷ 2004 年度の一般制度の税財源の割合は、2006 年社会保障予算案本文の Annex C(p105) の資料によれば、疾病 40.48%、老齢 2.57%、家族 20.53%、労災・職業病 0% となっている。

⁸ CSG は、1991 年に導入され、93 年、97 年、98 年及び 2004 年に率が引き上げられている。使途は、93 年では家族及び高齢者生活最低保障、97 年、98 年及び 2004 年では家族、高齢者生活最低保障及び医療の被保険者負担等となっている。現在、賃金等の稼働所得に対して 7.5%、

66.04%となっている。一方、政府(税)負担の割合は 1995 年の 21.54%から、2004 年には 30.41%となっている。

1995 年から 2004 年まで社会保険料の割合が減少する中で、事業主負担及び被保険者負担の割合はいずれも減少しているが(事業主負担:47.37%(1995) → 45.45%(2004)、被保険者負担:27.54%(1995) → 20.59%(2004))、被保険者負担割合の減少が著しい。これは CSG の率の引き上げにより捻出された財源により医療保険の低所得者を中心とした被保険者保険料が軽減されたことが大きく影響したものと考えられる。

一方実額では、事業主負担は 36.22%増加、被保険者負担は 6.09%増加、政府負担は 100.44%増加となっており、この 10 年間に限って見れば、税財源への移行が進む中で被保険者負担の増加が抑えられているほどには、事業主負担の増加は抑えられていない状況となっている。

政府(税)負担の内訳では、目的税が社会保障財源に占める割合が、1995 年の 256.6 億ユーロから 2003 年には 945.1 億ユーロと急増しており、目的税の範疇に位置づけられる CSG の率の引き上げが大きな要因となっている。特に、医療保険の低所得者を中心とした被保険者保険料の軽減にあわせて CSG が大幅に引上げられることとなった 98 年には、目的税の総額は前年の 354.5 億ユーロから 653.9 億ユーロと約 1.9 倍増加している。

表2 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(フランス) (billion EURO)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004p
歳入合計	356	372	384	399	415	432	454	472	487	505
類型別										
社会保険料	267	279	281	265	277	285	300	312	324	334
構成割合(%)	74.91	74.85	73.03	66.38	66.74	65.88	66.03	66.22	66.51	66.04
事業主負担	169	174	179	184	193	199	208	215	223	230
現実分	136	140	145	149	156	160	168	174	180	186
帰属分	33	35	34	36	37	38	40	41	43	44
被保険者負担	98	104	102	81	84	86	92	97	101	104
被用者	81	85	82	66	69	70	75	79	82	85
自営業者	14	16	15	14	14	15	16	17	17	18
年金受給者等	3	4	4	1	1	1	1	1	1	2
政府負担	77	82	92	124	126	131	137	143	146	154
構成割合(%)	21.54	21.95	23.90	30.94	30.43	30.35	30.26	30.21	30.02	30.41
目的税	26	27	35	65	69	83	90	92	95	83
一般歳入	51	55	56	58	57	48	47	50	52	71
その他	13	12	12	11	12	16	17	17	17	18
構成割合(%)	3.55	3.20	3.07	2.69	2.82	3.77	3.70	3.57	3.47	3.55

出典: European Commission, 2007, European Social Statistics—Social protection Expenditure and receipts Data 1996–2004

代替所得に対して 6.6%、資産所得・投資益に対して 8.2%、賭博益に対して 9.5%が賦課されている。このように稼働所得に限定されず、年金給付にも賦課される賦課ベースの広い強制拠出金となっている。法的には税として位置づけられているが、社会保障機関を通じて徴収され、一般会計に帰属せず社会保障財源に直接充当されるといった社会保険料に近い要素もある。

③ イギリス(表 3)

イギリスの社会保障財源については、退職年金（基礎年金(Basic State pensions)及び国家第二年金(State Second Pension)）、失業給付、寡婦給付、障害給付等の給付を行う単一の社会保険制度（国民保険（National Insurance））の財源は、保険料によって賄われている。一方、国民保健サービス(NHS)の財源は、国民保険からの拠出金(2割強)及び患者負担を除いては税によって賄われている⁹。なお、社会福祉サービスについては地方税、国庫負担金によって賄われている。

1995 年には、社会保険料 48.65%、政府（税）負担 50.45%であり、2004 年には社会保険料 48.66%、政府（税）負担 49.65%と EC の統計上は社会保障財源における税と社会保険料の割合に大きな変動はない。

この 10 年間においてイギリスでは、税財源である医療費保障制度の NHS について、ブレア政権下の NHS 改革のため支出額が増加しているのに対して、保険料を財源とする社会保険方式の年金については、所得代替率が下がっていく改革が行われている。NHS が税財源、年金が保険料財源で賄われていることを考えれば、このような改革の動きは税財源の割合を上昇させるものと考えられるが、年金については所得代替率引き下げの効果を上回る受給者数増加等による給付の増加があり、結果的に税財源と保険料財源の割合に大きな変化が生じなかったものと考えられる。

一方、社会保険料負担のうち、事業主負担の割合が約 7%増加（25.40%(1995) → 32.46%(2004)）しているのに対して、被保険者負担の割合は、1995 年に 23.26%であったのが 2004 年には 16.20%と約 7%減少している。

一方この間実額では、事業主負担は 89.41%増加、被保険者負担は 3.24%増加、政府負担は 45.86%増加となっており、被保険者負担の増加は抑えられる一方で事業主負担は約 2 倍となっている。

スウェーデンとも共通するが、社会保障制度の大きな柱である医療費保障制度が税方式となっているため、社会保障財源に占める保険料財源の割合は、ドイツやフランスが約 3 分の 2 を占めるのに対して、イギリスでは 2004 年で 5 割弱である。

⁹ イギリスの財務省の統計資料によれば、「保健」と「社会保障」はそれぞれ独立した制度として並列で位置づけられている。

表3 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(イギリス)

(billions of national currency)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003p	2004*
歳入合計	210	222	233	238	250	266	276	281	295	311
類型別										
社会保険料	102	110	119	125	130	139	137	133	144	151
構成割合(%)	48.65	49.63	51.17	52.71	51.95	52.43	49.68	47.56	48.76	48.66
事業主負担	53	57	61	65	70	79	83	91	94	101
現実分	41	45	49	52	57	65	68	75	81	87
帰属分	12	12	12	13	13	14	15	17	14	14
被保険者負担	49	53	58	60	60	60	54	42	50	50
被用者	47	51	57	59	58	58	52	40	47	48
自営業者	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2
年金受給者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政府負担	106	110	112	110	117	123	134	143	147	155
構成割合(%)	50.45	49.52	48.01	46.40	46.87	46.38	48.52	50.99	49.66	49.65
目的税	0	0	0	0	0	0	1	1	4	4
一般歳入	106	110	112	110	117	123	133	142	143	151
その他	2	2	2	2	3	3	5	4	5	5
構成割合(%)	0.90	0.86	0.82	0.89	1.19	1.20	1.80	1.45	1.58	1.69

出典: European Commission, 2007, European Social Statistics—Social protection Expenditure and receipts Data 1996–2004

④ スウェーデン(表4)

スウェーデンの社会保障財源については、「社会保険」(Social Insurance)と訳されている制度においても、保険料が財源となっているのは、老齢年金、遺族年金、労災手当、傷病手当、両親保険等であり、他の制度は公費となっている¹⁰。また、保健医療サービスについては、そもそも「社会保険」と位置づけられておらず、公費で賄われている。

社会保険料の社会保障財源における構成割合が1995年の42.30%から2004年には49.41%と約7%増加している。一方、同じ時期の政府(税)負担の割合は、49.79%から48.71%に微減している。

このような変化の背景には、保険方式で運営されている傷病手当¹¹や老齢年金が増加していること、給付費全体が増加する中で保険料負担は給付費の増加と比例的に増加すること、税で賄われている医療費の伸びの鈍化等があると考えられる。

社会保険料の割合の内訳では、被保険者負担の割合の変化(5.30%(1995)→8.64%(2004))と、事業主負担の割合の変化(37.97%(1994)→40.57%(2003))はいずれも約3~4%の増加となっている。一方、この間実額では、事業主負担は57.34%増加、被保険者負担は132.95%増加、政府負担は39.69%増加しており、歳入規模全体が増加する中で、事業主負担と政府負担の増加率に比べて被保険者負担の増加率がかなり大き

¹⁰ 日本でも「社会保険」と位置づけられている制度の中で、国民健康保険や介護保険のように給付費の50%を公費によって賄っている制度があるが、スウェーデンでは保険料財源が全くない給付(例:児童手当)についても社会保険と位置づけられている。

¹¹ スウェーデンにおいては傷病手当の受給希望が国民の間で非常に強いと言われている。

くなっている。この背景には、1999 年の年金制度改革に伴う年金保険料本人負担分(7%) の導入などがあると考えられる。

表4 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(スウェーデン) (billions of national currency)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004p
歳入合計	660	667	678	695	703	752	802	836	906	943
類型別										
社会保険料	279	304	317	338	327	375	419	429	447	466
構成割合(%)	42.30	45.56	46.80	48.68	46.52	49.90	52.29	51.29	49.38	49.41
事業主負担	244	260	265	275	261	304	345	352	368	384
現実分	224	239	243	249	234	277	315	321	337	354
帰属分	21	22	22	26	28	28	30	30	31	30
被保険者負担	35	44	53	63	66	71	74	77	79	81
被用者	30	39	48	59	62	66	68	71	74	75
自営業者	5	5	5	4	4	4	6	6	6	6
年金受給者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政府負担	329	315	316	316	341	345	364	391	442	459
構成割合(%)	49.79	47.17	46.57	45.53	48.46	45.82	45.39	46.75	48.79	48.71
目的税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般歳入	329	315	316	316	341	345	364	391	442	459
その他	52	49	45	40	35	32	19	16	16	18
構成割合(%)	7.91	7.27	6.63	5.79	5.02	4.27	2.33	1.96	1.82	1.88

出典: European Commission, 2007, European Social Statistics—Social protection Expenditure and receipts Data 1996–2004

⑤ 4 力国の全体的考察

既に社会保険方式による財源調達で保険料が相当に高い水準に達しているドイツやフランスでは、税財源の割合が上昇し、保険料財源の割合が低下する傾向が見られるが、いずれの国においても財源の約3分の2は保険料であり財源としての保険料の重要性は失われていない。また、保険料以外の財源を投入する際にはフランスのようにその必要性や目的を明確にしていること等から社会保険方式の原則は堅持されていると考えられる。

税方式を主要な財源調達手段としてきたスウェーデンにおいて、ドイツやフランスと異なり、社会保険料の割合は増加しているのに対して、税財源の割合は微減している。また、イギリスについては大きな変化はない。社会保障における国や事業主の責任が重視されてきたスウェーデンにおいて被保険者負担が増大してきたことは注目される。

(2) 歳入全体からみた財源（税及び保険料等）の動向について

「歳入統計」(Revenue Statistics) は、OECD が作成・刊行しており、OECD 加盟国の公的部門の歳入全体の内訳が、個人所得税、法人所得税、社会保険料（事業主負担／被保険者負担）、人頭税 (payroll tax)、物品税、一般消費税、特別消費税、その他と分類されている。なお、この歳入統計の中では社会保険料も広い意味での税収入 (tax

mix) として位置づけられている場合もあるが、税と保険料については、OECDにおいて税と保険料が同趣旨の財源として理解されているわけではない¹²。

ここでは、「歳入統計－1965-2006－」(2007年版)のデータに基づいて、OECD加盟国における歳入全体の中の社会保険料の動向について概観した後、ドイツ、フランス、イギリス及びスウェーデンについて考察する。

① 概観(表5)

OECD 加盟国における個人所得税の割合は、社会保険料の割合が増加する一方で減少している。OECD 加盟国全体で保険料収入が歳入全体に占める割合は 1965 年の 18% から 2005 年には 26% に上昇し、単一項目では個人所得税を抜いて最大の割合となっている。このような増加は、直接的には、失業率の増加、高齢化及び政府の医療費支出の増加による給付費総額の増加圧力によるものである。OECD 諸国で 2005 年においては、社会保険料の歳入全体に占める割合は、デンマークの 2% から、ドイツ、ポーランド及びスロバキア共和国の 40%、チェコ共和国の 43% まで様々である。

オーストラリア、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ギリシア、日本、オランダ、ポーランド、スロバキア共和国及びスペインの 10 カ国は、現在、収入項目の中で社会保険料が占める割合が最も高くなっている国である。これらの国において社会保険料が果たしている役割は、所謂ビスマルクモデルに起源がある。このモデルは、特別な保険制度として政府が設けた社会保障制度である。これらの国の中で多くの国において、中央政府の予算とは独立した基金が保険料を徴収している。一方、スカンジナビア半島諸国や英語圏の国においては、社会保障給付のための支出の主要な部分は政府の税収によって直接賄われていることが多い。他方、ビスマルクモデルを基本としている国においても、社会保障基金(医療保険者等)は恒常的な赤字があるため一般会計からの繰り入れ、即ち税収が必要となっている。

OECD 諸国においては、社会保険料によって賄われる社会保障給付の割合が国によって大きく異なるだけではなく、事業主負担と被保険者負担の割合にも大きな違いが見られる。

¹² 1999 年発行の OECD の歳入統計においては、社会保険料は、義務として政府に払い込まれるものであり、賦課方式による財源調達を通して世代間における一種の所得再分配を行っていること等から税と同様の位置づけが可能としているが、保険料が受給権と結びついていることや保険料の支払額が受給額に反映されることが社会保障制度の主流であることは是認しており、このような性格の強弱によって実際は保険料か税かの判別が難しいケースが多いことが言及されている。なお、筆者が 2005 年 11 月に取材した OECD の社会政策課長や税制統計課長は、社会保険料と税は同じ位置づけであるという考え方を是認していなかった。

表5 OECD域内の租税構造 (%)

	1965	1975	1985	1995	2005
個人所得税	26	30	30	27	25
法人所得税	9	8	8	8	10
社会保険料	18	22	22	25	26
(被用者)	(6)	(7)	(7)	(8)	(8)
(事業主)	(10)	(14)	(13)	(14)	(15)
人頭税	1	1	1	1	1
物品税	8	6	5	6	6
一般消費税	14	15	16	18	19
特別消費税	24	18	16	13	11
その他	1	1	1	3	3
合計	100	100	100	100	100

出典:OECD, 2007, Revenue Statistics 1965–2006

② 4カ国の状況

(7) 社会保険料総額の対GDP比(表6)

フランスが 11.6%(1965) → 16.3%(2005)、ドイツが 8.5%(1965) → 13.9%(2005)という増加に対して、日本は 4.0%(1965) → 10.1%(2005)と 2.5 倍増加している。日本がこの間、社会保険料が経済に占める割合について、社会保険方式を取るドイツ及びフランスと比べても大きく伸びていることがわかる。しかし、経済規模全体に占める割合については、日本はフランスやドイツに比べるとまだ低い。また、税を主要な財源調達手段としているスウェーデン (4.2%(1965) → 13.5%(2005))との比較でもかなり低い水準にある。スウェーデンとの比較においてはそもそもその経済規模の違い(世界銀行による 2005 年の GDP は、日本が 4 兆 5,340 億ドルに対して、スウェーデンは 3,577 億ドルと日本がスウェーデンの約 13 倍となっている)にも留意する必要があると考えられる。イギリスは 4.7%(1965) → 6.9%(2005)と増加傾向にあるもののドイツ、日本、スウェーデン、日本ほどの大きな増加とはなっていない。

表6 社会保険料の対国内総生産比 (%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2004	2005
アメリカ	3.3	4.3	5.2	5.8	6.4	6.9	6.9	6.9	6.8	6.7
日本	4.0	4.4	6.1	7.4	8.3	7.7	9.0	9.5	9.9	10.1
ドイツ	8.5	9.6	11.7	12.5	13.2	13.0	14.5	14.5	14.2	13.9
フランス	11.6	12.4	14.4	17.1	18.5	18.5	18.4	16.0	16.1	16.3
イギリス	4.7	5.2	6.2	5.9	6.7	6.2	6.2	6.3	6.7	6.9
スウェーデン	4.2	5.7	8.1	13.5	11.9	14.4	13.3	13.9	13.7	13.5
OECD合計	4.6	5.2	6.5	7.1	7.6	7.8	8.9	9.0	9.3	9.2
OECDアメリカ	2.4	3.7	4.2	3.8	4.2	4.5	4.9	4.9	5.0	4.9
OECDパシフィック	1.3	1.5	1.5	1.9	2.1	2.2	2.6	3.4	3.8	3.9
OECDヨーロッパ	5.3	6.0	7.8	8.8	9.3	9.6	10.6	10.5	10.8	10.7
EU19	6.2	6.8	8.8	9.9	10.6	10.7	11.8	11.3	11.6	11.6
EU15	6.2	6.8	8.8	9.9	10.6	10.7	11.4	11.1	11.1	11.1

出典: OECD, 2007, Revenue Statistics 1965–2006

(1) 歳入全体に占める社会保険料財源の割合(表7)

1965年から2005年までに日本は21.8%から36.8%と上昇し、概ねドイツ(26.8%(1965) → 39.9%(2005))やフランス(34.2%(1965) → 37.0%(2005))の水準に近づいたと言える。フランスやドイツでは歳入全体に占める社会保険料の割合が増加しているが、社会保障財源に占める社会保険料の割合は、1.で分析したとおり減少している。これは、社会保障の規模が増大する中で、社会保障財源の中での割合は減少しても歳入全体の中の割合では増加していることを示している。

また、フランスとドイツでも事情が異なっており、フランスでは1990年代前半から2000年代にかけて社会保険料財源の割合が減少している(44.1%(1990) → 37.0%(2005))が、ドイツは上昇している(37.5%(1990) → 39.9%(2005))。1.で見たとおりフランスではCSGの導入やその率の引き上げが進み税財源の割合が増加したのに対して、ドイツではフランスほどの税財源への移行は起きなかったことになる。

スウェーデンやイギリスについては、対GDP比と同様に歳入全体に占める社会保険料の割合の動向についても増加傾向がみられる。

表7 歳入総額に占める社会保険料

(%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2004	2005
アメリカ	13.3	16.1	20.5	21.9	25.2	25.1	24.8	23.2	26.0	24.7
日本	21.8	22.3	29.0	29.1	30.3	26.4	33.5	35.2	37.7	36.8
ドイツ	26.8	30.3	34.0	34.3	36.5	37.5	39.0	39.0	40.7	39.9
フランス	34.2	36.3	40.6	42.7	43.3	44.1	42.9	36.0	37.1	37.0
イギリス	15.4	13.9	17.5	16.7	17.8	17.0	17.8	17.0	18.9	18.8
スウェーデン	12.1	14.9	19.5	28.8	25.0	27.2	27.6	26.4	27.4	26.7
OECD合計	17.6	19.1	22.0	22.1	22.1	22.3	24.7	24.5	26.0	25.6
OECDアメリカ	9.4	12.9	15.3	15.5	16.6	16.9	18.5	17.8	19.2	18.4
OECDパシフィック	7.3	7.4	7.5	7.6	7.9	7.9	10.1	13.0	14.6	14.4
OECDヨーロッパ	20.1	21.6	25.7	26.2	26.0	26.2	28.2	27.4	28.9	28.5
EU19	22.7	24.2	28.6	29.1	28.9	28.3	30.5	29.3	30.9	30.5
EU15	22.7	24.2	28.6	29.1	28.9	28.3	29.5	27.7	28.8	28.4

出典:OECD, 2007, Revenue Statistics 1965–2006

(り) 歳入全体に占める社会保険料の被保険者負担と事業主負担の割合(表8、表9)

2005年において、日本は被保険者15.9%、事業主16.7%、ドイツは被保険者17.4%、事業主19.2%、フランスは被保険者9.2%、事業主25.0%となっている。日本とドイツでは大きな違いはないが、フランスは日本やドイツに比べて被保険者負担割合が少なく、事業主負担割合が多くなっている。フランスは家族給付について被保険者負担がなく、医療保険について事業主が12.8%、被保険者が0.75%、年金について事業主8.20%、本人6.55%（いずれも2004年）と、事業主負担が大きい制度内容が統計に反映している。

1965年から2005年にかけての動向をみると、日本では被保険者負担の占める割合の増加が、事業主負担割合の増加を若干上回っている（日本では被保険者が9%の増加（7.2%（1965）→15.9%（2005））、事業主が約7%の増加（9.5%（1965）→16.7%（2005））。ドイツでは被保険者負担の占める割合が5.6%（11.8%（1965）→17.4%（2005））、事業主負担の占める割合が5.8%（14.4%（1965）→19.2%（2005））といずれも同程度増加している。フランスでは被保険者負担の占める割合が2.6%（6.6%（1965）→9.2%（2005））増加しているのに対して、事業主負担の割合は微減している（25.3%（1965）→25.0%（2005））。1965年以降の40年間でみれば、元々事業主負担に財源の比重が高かったフランスでは、被保険者負担割合に増加圧力が向かいやすかったと考えられる。なお、1.（1）②のECの統計資料では期間が1994～2003年であり、1997、1998年のCSG引上げによる医療保険の被保険者保険料の軽減の効果が非常に効いているため、被保険者負担の割合が事業主負担より大きく減少しているが、1965年から2005年までの長期的な推移をみれば、事業主負担の財源に占める割合は高止まりしているのに対して、被保険者負担は増加傾向にあることになる。

スウェーデンは被保険者負担割合（1.9%（1965）→5.5%（2005））、事業主負担割合

(8.9%(1965) → 21.0%(2005)) のいずれも増加している。イギリスは概ね安定的な傾向であるが、事業主負担の割合の方が大きい(被保険者負担：7.0%(1965) → 7.8%(2005)、事業主負担：7.6%(1965) → 10.4%(2005))。

表8 歳入総額に占める社会保険料(被保険者負担分) (%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2004	2005
アメリカ	5.1	6.9	8.8	9.2	10.5	11.0	10.8	10.4	11.4	10.8
日本	7.2	8.5	10.8	10.2	10.8	10.6	13.8	14.7	16.2	15.9
ドイツ	11.8	13.6	14.9	15.3	15.8	16.2	17.1	17.2	17.6	17.4
フランス	6.6	6.9	8.6	11.1	11.8	13.2	13.4	8.9	9.3	9.2
イギリス	7.0	6.1	6.9	6.4	8.4	6.6	7.5	6.8	7.8	7.8
スウェーデン	1.9	2.0	—	0.1	0.1	0.1	3.4	5.4	5.6	5.5
OECD合計	5.8	6.1	7.2	7.1	7.5	7.8	8.3	8.1	8.5	8.4
OECDアメリカ	3.6	5.5	6.2	6.4	7.6	7.7	8.0	7.9	8.8	8.4
OECDパシフィック	2.4	2.8	2.7	2.6	2.7	3.0	3.9	6.0	7.1	7.0
OECDヨーロッパ	6.6	6.7	8.3	8.1	8.4	8.8	9.2	8.5	8.8	8.7
EU19	7.8	8.0	9.4	8.9	9.3	9.4	9.9	9.0	9.2	9.1
EU15	7.8	8.0	9.4	8.9	9.3	9.4	10.2	9.1	9.4	9.3

出典: OECD, 2007, Revenue Statistics 1965–2006

表9 歳入総額に占める社会保険料(事業主負担分) (%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2004	2005
アメリカ	7.6	8.5	10.9	11.9	13.7	12.9	12.7	11.6	13.3	12.6
日本	9.5	11.6	15.1	14.8	15.4	12.7	16.0	16.4	17.1	16.7
ドイツ	14.4	16.1	18.3	18.4	18.9	19.1	19.3	19.2	19.8	19.2
フランス	25.3	26.6	29.3	28.4	28.0	27.2	26.4	24.8	25.2	25.0
イギリス	7.6	7.1	10.9	10.1	9.2	9.9	9.7	9.6	10.5	10.4
スウェーデン	8.9	11.7	18.3	27.6	23.8	26.0	23.7	20.4	21.5	21.0
OECD合計	9.8	10.9	13.8	14.0	13.3	13.1	14.2	14.3	14.6	14.5
OECDアメリカ	5.6	6.9	8.5	9.3	11.2	10.2	10.6	9.7	10.9	10.5
OECDパシフィック	3.2	3.9	4.0	4.0	4.2	4.1	5.3	6.0	6.4	6.4
OECDヨーロッパ	11.4	12.5	16.4	16.6	15.4	15.3	16.3	16.3	16.5	16.4
EU19	12.7	13.8	18.3	18.6	17.2	16.7	17.7	17.7	17.7	17.7
EU15	12.7	13.8	18.3	18.6	17.2	16.7	16.4	15.8	16.5	16.3

出典: OECD, 2007, Revenue Statistics 1965–2006

2. 個人ベースで見た税・保険料及び現金給付・税額控除の関係

(1) 「賃金への課税」の位置づけ

①概要

「賃金への課税」(Taxing Wages) は、OECD が作成・刊行している。個々の工業労働者に着目して家族数や収入レベルにより分類して、租税負担や社会保険料負担の状況をシミュレーションしたものである。労働者個人に着目した公的負担の状況が把握できる

とともに、社会保障制度からの現金給付を公的負担から差し引いたデータも把握されているため、実質負担を把握する上でも興味深いデータ集である。

②「賃金への課税」の基本的手法

被用者の雇用から生じる年間収入が、OECD 加盟国における成人常勤労働者の平均粗賃金と同じであると仮定されている。また、関連する世帯構造について更なる仮定を設定して、税や給付の状況が決定されるようにしている。「賃金への課税」で用いられている税は、賃金粗収入について支払われる、個人所得税、社会保険料及び賃金（人頭）税（payroll tax：「賃金への課税」における税率の計算では社会保険料の事業主負担に追加している）に限定している。結果として、賃金以外の収入に対する税や法人税、財産税、消費税等の他の税は含まれていない。給付については、扶養されている子供に関する現金給付のような、中央政府からの家族給付を対象にしている。

「賃金への課税」では、個人所得税、社会保険料及び家族現金給付が、純収入及び事業主の労働費用に及ぼす総合的影響について、被用者の収入水準別や世帯構造の違いに着目して測定されている。

③「賃金への課税」における推計の限界（主要な事項）

租税負担や家族現金給付等の移転収入に関する国際比較を行う場合には、概念や定義の違いから生じる問題が生じやすいが、「賃金への課税」では、収入を工業労働者の平均賃金と仮定したこと等の単純化によりこれらの問題をかなり克服している。しかし、工業労働者の平均賃金は、各国の所得再分配の全体像を把握するには不十分と言える¹³。

また、対象としている租税や給付が限定されているために、公的部門が納税者とその家族に与える公的施策の総合的影響を完全に示しているとは言えない。完全に示すためには、間接税、企業の福利厚生、他の税制上の優遇措置や現金給付、更には現物給付についての分析も必要となり、現在のOECD 加盟国における国際比較では不可能である。

(2) 本稿での分析対象

「賃金への課税」においては、種々のデータが掲載されているが、本稿では、6カ国（日本、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリス、アメリカ）について、個人ベースで、租税負担、保険料負担（事業主負担及び被用者負担）及び現金給付が収入等に占める割合が、収入水準や世帯構造（配偶者の有無、子供の有無等）の違いによってどのように変化するかを2004年におけるデータを用いて分析する。

¹³ 例えば、本稿で分析対象としている国における工業労働者の全労働者に占める割合は、フランスで17%(3,756千人)、ドイツで26%(8,157千人)、日本で22%(11,850千人)、スウェーデンで18%(709千人)、イギリスで16%(4,300千人)、アメリカで16%(17,695千人)となっている（実数については、フランス、スウェーデン、イギリスは2002年、ドイツは1998年、日本、アメリカは2001年の数字である。出典はいずれも「賃金への課税」。）。

(3) 分析結果

①所得税(表 10)

(母子 (あるいは父子) 家庭の税率について)

所得税についての軽減が図られている国が多い。6 力国全てにおいて、8 つの世帯構造別・収入水準別の類型の中で「単身子供 2 人（平均賃金の 67%）」の所得税率が最も低くなっている。特に、ドイツ、イギリスアメリカにおいてはマイナスの税率（ドイツ：-5.4%、イギリス：-17.3%、アメリカ：-11.0%）となっており、税額控除¹⁴がなされている効果が現れている。

(結婚や子供に関する税率変化について)

結婚したことによる税率の変化として、「単身子供なし（平均賃金水準）」と「夫婦子供なし（共稼ぎで平均賃金と平均賃金の 33%）」の比較で見ると、日本やスウェーデンでは大きな違いはない（日本：単身 5.9%、夫婦 5.0%、スウェーデン：単身 24.0%、夫婦 22.4%）が、フランスやドイツでは子供がいなくても夫婦の方がかなり低い税率となっている（フランス：単身 13.1%、夫婦 9.3%、ドイツ：単身 19.6%、夫婦 13.2%）。フランスやドイツにおいては、結婚に関する税制上の動機付けが強いことになる。

また、子供を持つことによる税率の変化として、「単身子供なし（平均賃金の 67%）」と「単身子供 2 人（平均賃金の 67%）」を比較すると、スウェーデン以外の 5 力国において「単身子供 2 人」の方の税率が軽減されている。単身なので子供を複数持つことが税制上の大きな勘案要因となるのは当然と考えられるが、スウェーデンのみ同じ率となっている（子供なし：21.6% → 子供 2 人：21.6%）。日本でも約 3 分の 2 の税率軽減となっている（4.9% → 1.8%）ことやイギリスでは約 30% の軽減となっている（12.8% → -17.3%）ことを考えれば、スウェーデンの育児支援策において税制上の措置はそれほど重視されていないと考えられる。

また、「夫婦子供なし（共稼ぎで平均賃金と平均賃金の 33%）」と「夫婦子供 2 人（共稼ぎで平均賃金と平均賃金の 33%）」を比較すると、ドイツやアメリカでは子

¹⁴ イギリスの児童税額控除制度は、児童手当の支給対象となる児童を養育する家庭に対し、最大、1 家庭当たり 545 ポンド及び児童 1 人当たり 1,690 ポンドを税額控除。世帯の所得が増加すると控除額は減少し、課税額がないか小さい場合には差額を給付。低所得者層の就労促進を図りつつ、児童のいる家庭の貧困を防ぐ趣旨で導入。

アメリカの児童税額控除は、扶養控除（被扶養者 1 人につき 3,100 ドルの所得控除）の他に、17 歳未満の扶養児童 1 人につき、年間 1,000 ドルの税額を控除。控除額が納税額を上回る場合には、一定の要件の下で差額の全部又は一部を給付。夫婦の所得が 110,000 ドルを超えると控除額が所得の増加に応じて低減。

ドイツの税制においては、児童手当が税法に基づき税務署において手続き等が行われ、しかも子どもの有無による家庭の経済負担の調整を目的としていることから、税額控除に近いため、OECD の賃金の課税においても税額控除（tax credit）として位置づけられているものと考えられる。ただし、アメリカやイギリスのように控除額を定められ、控除額が課税額を超えると還付される仕組みとは異なることに留意が必要である。

供を持つことによる軽減が大きい（ドイツ：子供なし 13.2% → 子供 2 人 4.7%、アメリカ：子供なし 14.1% → 子供 2 人 7.2%）のに対して、フランス、日本、スウェーデン、イギリスではそれほど大きな軽減とはなっていない（フランス：子供なし 9.3% → 子供 2 人 7.0%、日本：5.0% → 3.4%、スウェーデン：22.4% → 22.4%、イギリス：12.8% → 10.9%）。特に児童に関して税制上の控除制度がないスウェーデンでは全く同じ税率となっている。フランスでは N 分 N 乗の課税方式¹⁵があるため、子供の多い世帯は課税が軽減されるが、アメリカやドイツのような税額控除がないため、2.3%の軽減に止まっているとみられる。一方、イギリスは税額控除の仕組みはあるがフランスのような N 分 N 乗方式の課税はされていないため 1.9%の軽減にとどまっているとみられる。

表10 所得税：世帯構造別・収入水準別（対粗賃金）、2004

(%)

世帯構造	単身 子供なし (1)	単身 子供なし (2)	単身 子供なし (3)	単身 子供2人 (4)	夫婦 子供2人 100-0 (5)	夫婦 子供2人 100-33 (6)	夫婦 子供2人 100-67 (7)	夫婦 子供なし 100-33 (8)
フランス	6.6	13.1	17.4	4.6	7.1	7.0	8.2	9.3
ドイツ	13.2	19.6	28.6	- 5.4	- 2.8	4.7	9.9	13.2
日本	4.9	5.9	8.9	1.8	2.7	3.4	4.2	5.0
スウェーデン	21.6	24.0	31.1	21.6	24.0	22.4	23.1	22.4
イギリス	12.8	15.9	18.3	- 17.3	8.1	10.9	13.1	12.8
アメリカ	14.1	16.5	22.1	- 11.0	2.4	7.2	10.1	14.1

(注)賃金水準の「100-0」は1人が100%－他方が0%、「100-33」は1人が100%－他方が33%、「100-67」は1人が100%－他方が67%である。

②所得税 + 被用者保険料 - 現金給付(表 11)

(結婚に関する税率変化について)

「単身子供なし（平均賃金水準）」と「夫婦子供なし（平均賃金と平均の 33% 賃金の共稼ぎ）」を比較すると、6カ国の中でも夫婦になったことによる軽減効果は最大でもドイツの 6.5% で他は 4% 以下となっており、所得税単独で見た場合ほど大きくない。したがって、社会保険料負担や現金給付を勘案した全体的な賃金への課税の水準は結婚に中立的となっていると言える。

(子供に関する税率変化について)

「単身子供なし（平均 67% 賃金）」と「単身子供 2 人（平均の 67% 賃金）」を比較すると、日本を除いて 10% 以上の大幅な軽減となっている。日本以外の国において母子（父子）家庭に対する配慮が大きいことがわかる。

「夫婦子供なし（平均賃金と平均の 33% 賃金の共稼ぎ）」と「夫婦子供 2 人（平

¹⁵ 世帯の総収入を世帯員数で除して課税ベースとして、その課税ベースに見合った税率を乗じた後に世帯員数を乗じる方式。世帯員数が多ければ課税ベースとなる収入が小さくなり適用税率が低くなるため、最終的に世帯員数を乗じても、世帯員の数（子供の数）が多いほど税負担が軽減される方式となる。

均賃金と平均の33%賃金の共稼ぎ)」を比較すると、日本(1.5%の軽減)を除いて約6~8%の軽減となっており、夫婦となることよりも子供を持つことにインセンティブが働きやすい「賃金への課税」の構造となっていると言える。

表11 所得税+被用者保険料—現金給付:世帯構造別・収入水準別(対粗賃金)、2004 (%)

世帯構造	単身 子供なし (1)	単身 子供なし (2)	単身 子供なし (3)	単身 子供2人 (4)	夫婦 子供2人 (5)	夫婦 子供2人 (6)	夫婦 子供2人 (7)	夫婦 子供なし (8)
収入水準(平均の%)	67 (1)	100 (2)	167 (3)	67 (4)	100-0 (5)	100-33 (6)	100-67 (7)	100-33 (8)
フランス	20.2	26.7	30.2	9.8	15.1	16.4	18.4	22.9
ドイツ	34.0	40.5	47.4	15.5	18.1	25.5	30.7	34.0
日本	16.5	17.4	20.5	13.3	14.3	15.0	15.8	16.5
スウェーデン	28.6	31.0	36.8	15.0	21.9	22.7	24.7	29.5
イギリス	20.1	24.4	26.9	- 20.6	9.8	13.1	17.1	20.1
アメリカ	21.7	24.2	29.8	- 3.3	10.0	14.9	17.7	21.8

(注)賃金水準の「100-0」は1人が100%-他方が0%、「100-33」は1人が100%-他方が33%、「100-67」は1人が100%-他方が67%である。

③所得税+被用者・事業主保険料—現金給付(表12)

(結婚に関する税率変化について)

「単身子供なし(平均賃金水準)」と「夫婦子供なし(平均賃金と平均の33%賃金の共稼ぎ)」を比較すると、事業主保険料を加えても②の場合と同様に、夫婦となったことによる軽減効果は6カ国いずれもそれほど大きくない(最大でイギリスの4.8%)。

(子供に関する税率変化について)

「単身子供なし(平均の67%賃金)」と「単身子供2人(平均の67%賃金)」を比較すると、②の場合と同様に日本を除いて約9%以上の大幅な軽減となっている。

「夫婦子供なし(平均賃金と平均の33%賃金の共稼ぎ)」と「夫婦子供2人(平均賃金と平均の33%賃金の共稼ぎ)」を比較すると、日本(1.4%の軽減)を除いて約5~7%の軽減となっており、概ね②と同様の傾向となっている。

④事業主保険料負担の比重

「夫婦子供2人(平均賃金の稼ぎ手1人)」について、②に比べて③の場合がどの程度増加しているかを見ると、フランス:23.9%、ドイツ:14.1%、日本:9.5%、スウェーデン:19.3%、イギリス:8.2%、アメリカ:6.4%となっている。この増加幅は事業主の社会保険料負担に相当するが、日本は、イギリスやアメリカよりは若干高いものの、フランス、ドイツ、スウェーデンに比べれば、まだかなり低い水準にあると言える。

表12 所得税+被用者・事業主保険料—現金給付:世帯構造別・収入水準別(対労働費用)、2004 (%)

世帯構造 収入水準(平均の%)	単身 子供なし 67 (1)	単身 子供なし 100 (2)	単身 子供なし 167 (3)	単身 子供2人 67 (4)	夫婦 子供2人 100-0 (5)	夫婦 子供2人 100-33 (6)	夫婦 子供2人 100-67 (7)	夫婦 子供なし 100-33 (8)
フランス	32.5	47.4	50.6	23.7	39.0	37.6	37.6	42.5
ドイツ	45.4	50.7	55.7	30.1	32.2	38.4	42.7	45.4
日本	25.8	26.6	29.3	23.0	23.8	24.4	25.2	25.8
スウェーデン	46.2	48.0	52.4	36.0	41.2	41.7	43.2	46.8
イギリス	26.4	31.2	34.2	~ 11.2	18.0	19.9	24.1	26.4
アメリカ	27.3	29.6	34.8	4.0	16.4	20.9	23.6	27.3

(注)賃金水準の「100-0」は1人が100%–他方が0%、「100-33」は1人が100%–他方が33%、
「100-67」は1人が100%–他方が67%である。

3. わが国への政策的含意－まとめにかえて－

(1) 「欧州社会統計」(EC) 及び「歳入統計」(OECD)の分析結果からの考察

① 欧州諸国の社会保障財源に関する統計資料からの政策的含意

(ア) 日本は、この40年間で社会保険料がGDPに占める割合はフランスやドイツよりも大きく伸びている。しかし、2004年で見てもまだ、フランスやドイツよりもかなり低い。また、税方式のスウェーデンよりもかなり低い。わが国の社会保険料負担の水準を考える際に、このような事実は十分に踏まえておくことが重要と考えられる。

(イ) 欧州諸国は、高齢化の進展等により社会保障の財源については様々な改革の試みを行っているが、保険料財源の比重が減っている国もあれば(ドイツやフランス)、増加している国(スウェーデン)もあり、また、あまり変わっていない国(イギリス)もある。

(ウ) 社会保険料が既に十分に高い水準にある国(ドイツやフランス)においては、税財源の割合の増加が見られるが、これは、社会保障負担の増加による社会保険料の増加が受容できない水準まで達している場合に、追加的・補足的に社会保険方式と異なる財源調達手段を導入していると捉えることができる。

(エ) フランスでは社会保険方式を原則とした上で、目的税であるCSGの導入やその率の引き上げ等により税財源の割合を高めている。しかし、現在でも社会保障費の約3分の2は社会保険料が財源である。

また、フランスにおいては、社会保険料負担における事業主負担と被保険者負担の割合についても変化が見られる。2004年のOECD統計における歳入全体に占める社会保険料負担の割合は被保険者9.3%、事業主25.3%と、日本やドイツに比べてフランスは事業主負担の割合が極めて高いが、ここ40年間において被保険者負担の割合は2.6%の増加に対して事業主負担は0.4%の増加となっている。社会保険料負担の増加圧力が被保険者負担に向かった形だが、より負担が低いところに負担の増加圧力が向かいやすいことの一例と考えられる。また、これはフランスにおいて企業の競争力に一定の配慮をした結果とも考えられる。